

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第5号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与) 第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u> 2及び3 <省略> (期末手当) 第17条 <省略> <u>(勤勉手当)</u> 第17条の2 <u>給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉</u>	(会計年度任用職員の給与) 第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。</u> 2及び3 <省略> (期末手当) 第17条 <省略>

手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、地域手当に相当する額を加算した額とする。

5 前項に規定する地域手当に相当する額については、フルタイム会計年度任用職員に係る地域手当の例による。

(期末手当)

第26条 <省略>

(勤勉手当)

第26条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項におい

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(期末手当)

第26条 <省略>

て準用する給与条例第21条の規定による勤勉
手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。